

二言、三言、世迷い言 (十五)

宗内 敦

救えるのは教師だけ、

「教師はすべからず、權威を持て」

川崎市男子生徒殺害事件に因んで

「教師はすべからず、權威」を持つべし」。教育臨床心理学者として信じてやまない私の持論であり、それ故にこそ一昨年、『指導力の豊かな先生』（図書文化一六八）と『先生、出番です』（雇用問題研究会〇〇七）を合わせて一本の、教師權威の理論と実践の書『教師の權威と指導力』を出版した。思えば一筋、教師の専門性を高め、教育職を眞の専門職たら

んとするためである。しかし、教育職の専門職への道は遠い。その専門性が云々される出来事がまたしても生じた。

川崎市川崎区の高摩川河川敷に、深夜未明（2・20）、中学1年の男子生徒が刺殺されたまま放置されるという無残な事件が発生した。犯人として17、18歳の少年3人が逮捕されたが、被害者は加害者らのグループと交遊するようになって不登校状態（不登校）に陥り、いつか、腫れ上がるほどに顔面を打たれるなど、主

犯格の少年から暴力的支配を受けるようになり、揚げ句に事件当日、無理矢理冷たい川で泳がされた後、カッターナイフで鬪るように刺殺されたというものである。

事件は、家庭事情、地域社会状況、交友関係など、子どもを取り巻く環境が多様化するなかで、それらが複雑に錯綜して生じた。事件被害者が学校不適應に陥つてから事件に至るまでの経緯が明らかになるにつれ、衝撃を受けた川崎市当局は、「教育現場だけの問題対応では難しい」として庁内対策会議を設置し、市教委が出した説明結果を踏まえ、子どもや福祉の担当部署と連携し再発防止策を検討することになった。これを受けて、文科省もまた、特別チームを立ち上げ、学校や教育委員会の対応を検証するとともに、同じようなトラブルに巻き込まれている子どもがいけないか緊急の全国調査を行うという。

この間の事情は、「中学生殺害事件受け

児童生徒対応など指針作成へ」と題した、NHKニュース(3月5日)に詳しい。「川崎市で中学1年の男子生徒が殺害された事件を受けて、文部科学省の特別チームが、子どもたちの命に関わる危険性を見落とさないよう、指針をまとめることになりました。

文部科学省の特別チームは昨日、2回目の会議を開きました。

今回の事件で殺害された男子生徒は今年に入って全く学校に通っていませんでしたが、学校や教育委員会は男子生徒の状況を十分に把握できていなかったとみられています。

このため昨日の会議では、子どもたちの命に関わる危険性を見落とさないよう、対応のあり方をまとめた指針を作ることを決めました。指針では、不登校や学校を休みがちな児童生徒のなかにトラブルを抱えているケースがないか、いち早くつかむための方法や、警察や児童相談所との連携のあり方などを示すという事です。

現在、川崎市教育委員会が検証委員会を設けて当時の対応を検証していて、今月中に中間の取りまとめを予定していることから、特別チームではその結果を踏まえて指針を作成し、全国の学校や教育委員会に周知することになっています。」

各地の教育委員会で、早速にも、欠席が続いている児童生徒の状況把握をするよう動き出し、川崎市教育委員会では早々と子どもや保護者らの緊急相談を電話で受け付ける「ダイヤルSOS」を設置したという。こうした事件の受け止め方、また対策の進め方、まさに正道である。だがしかし、遺憾ながら、こうした流れの中で行われる向後の対策が、同種事件の再発を防止していくには思われない。なぜなら此度の対策の有り様が、事件内容に違いがあるにせよ、最近に生じ、世間と教育界を震撼させた二つの事件、即ち、いじめが原因の「大津市市2自殺事件」(11・10・11)、教師の体罰が原因の「桜宮高2自殺事件」(12・12・23)の場合と内容的にほとんど変わらず、それらの事後状況を見れば、前者の轍を踏むのは瞭然なのである。

の事件の折には、事件が誘因となつて、その翌年、国会でいじめ「防止対策推進法」なるものが成立し、の事件の

後には、文部科学省によって各地教育委員会等に当たった「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」が出され、それらに基づきながら、その後の学校・教育界は、関連機関の協力を求めつつ、挙げていじめ防止と体罰教師の撲滅を目指した(はずである)。にも拘わらず、学校内いじめは一向に減少せず、また、体罰教師についても同様、事件後の12年度および13年度では、懲戒免職や訓戒などの処分を受けた教師数は11年度の426名から225³、395³名へと大きく上昇し、過去最高を更新し続けている。(文部省公立校調査 15・1・30)。

正しい方向性をもつた対策を立てながら、なに故に、こうした結果に至っているのか。一見、難しい問題に見えるが、私の我田引水的な偏見と独断に基づけば、これは以下の2つの要因をもって簡単に説明できる。

対策は理念先行の具体性なき総論に終わっている。

警察や児童相談所との連携もよし、電話相談もよし。しかし、何をどのように連携し、相談し、また、連携し相談した後の実際的指導はどうするのか。現下の各組織体制の下、ケースの処理に役立つ具体的な方策や手段がないまま行われるのでは、連携も相談も、現実に深刻な事態の子どもを救い出すことはできない。経験豊富な関係者なら、すぐにも理解できるはずである。

教育・指導の中心たるべき、肝心要の学校教師の資質向上に向けての施策がない。

児相職員もよし、警察職員もよし、またカウンセラーもよいが、児童・生徒の適応指導については、学習指導同様、日常的に指導関係を有している学校教師が最も重要なキーマンである。この教師の資質・専門性の向上こそ最重要課題であることが明白でありながら、教師の人物・識見・技能を高めるための施策がほとんど見られず、まして、教師の資質全般

を象徴するやもしれぬ体罰教師数が増加の一途となれば、もはや、何をか言わんやではなからうか。

さてさて、独断と偏見の結論を言えば、此度の文科省および各教育委員会の対策の有り様はまさしく前車の轍を踏むもので、同種事件の再発防止はもちろん、生徒たちの全般的な不適応行動の防止に貢献しうるとはとも思えない。これらの防止には、まずは、教師集団全般の資質向上こそ必要不可欠、さらに言うなら、

子どもたちによつて信頼され、通常では「従いたい」、苦難の折には「助けてもらいたい」という思いを呼び起こす教師を育成することである。そして、こうした信頼や思念や関係性を導き出す源、それが即ち、「教師の権威」であり、これの向上を目指す以外に子どもたちを救う道はないのである。

私は、たくさんの小・中・高の児童・生徒を対象に「先生の言うことに従うのはなぜですか」と問う形式の教師の権威

に関する質問紙調査を行い、その因子分析結果に基づき、教師の権威を次の四本柱にまとめた。

教師の学識・技能に基づく「専門性権威」

教師の人格と人間性に基づく「人格的権威」

教師と生徒の人間関係から生じる

「関係性権威」

教師の統制力から生じる「統制的権威」

初めの二つの権威（専門性・人格性）は、教師が生徒との指導関係を離れても

基本的に持つていなければならない一次的権威、あとの二つ（関係性・統制性）は、教師と児童生徒が具体的な関係を持つ中で派生してくる二次的権威である。

権威という言葉を用いると、ややもするといわゆる「権力」と誤解され、未熟な教師は「毅然たる教師」を目指してやら権力的に体罰（暴力）を振るいたがるが、権威と権力は厳然と異なるものである

り、むしろ相反する概念である。これについては、いくつかの良書を措いて、私の書から引いてみよう。

「たしかに、権威 (authority) と権力 (power) は、どちらも「他者を従わせる力」であり、似た言葉です。しかし、権威と権力は、互いに関連してはいるものの、明らかに異なる概念です。何故なら、地位や役割、警察力や軍事力などの外的・物理的な力に頼って強制的に従わせるのが「権力」であり、学識や人格、道徳や伝統などの内的・精神的な力に基づいて自発的に従わせるのが「権威」であって、すなわち、従わせる側と従う側との関係が、権力が外的・強制的であるのに対して、権威は内的・自発的、つまり権力と権威は、従わせる側の力の性質と従う側の心理的狀況がまったく相反する異質の「力」なのです。となれば、教師の権威と教師の権力もまた、全く相反するものであることが理解されると思います。」(「教師の権威と指導力」(三三))

教師としての権威を認められている教師は、それが部分的な要素の一つである二つであれ、究極のところ、信頼できる教師、そして困ったときには助けを求めたいことのできる教師となり得て、実際に苦難の生徒を救い出すことができ。以下に、権威の認められている教師が苦境に陥っている生徒を救い出した参考事例を挙げて、本稿の締めとしたい。

事例1と事例2は、明星大学教授時代、山梨県甲府市内のT中学校に週一日の訪問スクールカウンセラー(SC)として出ていたときのもの(事例中、SCは筆者を指す)、事例3は、遙かに遠い私の高校3年時における、昔懐かしい恩師の思い出の一齣である。

事例1

中2女子E子。仲良しだった級友たちから仲間外れにされ、不登校気味。毎水曜日には、授業には出ないで相談室にSCを訪れるだけの登校を始める。面接の当初では、中年男性の担任教師の冷たさ、頼りなさ、友人の非など訴えては帰る。SCはことあ

るたびに、担任だけでなく、生徒指導係、校長先生たちもどれほどE子を心配しているかを話して、教師たちへの親和感を育てるように努める。面接4回目からは担任の申し出もあり、担任による面接室へのお茶運びが始まる。その折りに両者の会話は全くないが、お茶運び3回目にはE子は担任に軽く頭を下げ、4回目には笑顔で甘えた風情を示す。当日、面接中にE子が腹痛を起し、養護教諭に手当された後、養護教諭の車で家まで送り届けられた。好機と見たSCの進言によって、E子の帰宅後30分刻みに担任、生徒指導係、校長の順で見舞いの電話がかけられた。想定通り、翌日からE子は嘘のように完全登校を復活。その後彼女は、担任とは県内の美術館巡りをするほど親和し、その支えもあって仲間外れにされた級友たちとも友好関係を取り戻し、3年次に進級するまで、1日とて学校を休むことはなかった。

事例2

中3男子A。2年生の3学期末から、学級内での仲間はすれと多少の学業不振がきつかけで休みがちになり、新学期になって、それが頻繁になった。5月上旬、修学旅行に出かける日、集合時間を過ぎても家から出られず、家族から連絡を受けた学校側がAと日頃頼しい養護教員を迎えにやつ

だが、それに応じることはなく、そのシロツクが後を引いたか、その後全くの不登校状態になった。

担任は、30代前半の体育の女性教師、課外活動では卓球部の顧問。Aは、その卓球部員で、時折顔を出す担任と放課後の体育館で練習試合をするなど、両者の関係には問題がなかった。しかし、担任が電話で登校を促したり、家庭訪問するなどしても、Aの対応はむしろ素っ気なく、「いつか登校する」と述べる程度であった。

家庭は、共働きの両親と姉妹の3人暮らし。家庭にはとりわけの問題点はないが、両親ともに、子どもを力づくで抑えるようなこととは出来ない温和な人物。二人とも、指導力不足で不登校にしてみましたと反省しきりで、Aの状況を頻繁に電話連絡してくるなど、担任およびS Cとは積極的な関係をもち続けた。

S Cの関与は、Aが完全に不登校状態になってからである。S Cは、Aとの了解の上で、毎週1度、S Cの出校相談日に電話相談を行うことにし、その間、担任は後ろに退いて、Aと家族に毎週1〜2回の、関係性の保持が目的の「ご機嫌伺い」の電話をする程度にとどめた。折よく、ちよつとイチロー選手がアメリカに渡って活躍を始めたときで、S CとAの会話は、毎回そのニュースが枕言葉の四方山話で盛り上がり、

登校問題は一切上げらず、円滑に、しかし取り立ててのこともなく進んだ。突然好機がやってきたのは、電話相談開始後2ヶ月も経とうとする頃である。

Aから掛かる前に、母親からそつと電話が入った。Aが最近、年上の高校生や他校の生徒たちと交遊を始め、帰宅が遅くなったり、なにか荒れた感じで可立ったりすることが多く、心配だとのこと。Aとの相談の中で、S Cがさり気なく話題を振ってみると、広がった交友関係が重荷になり、Aが多少の反省と共にそこから抜けたがっている様子がうかがえた。またAは、「先生は元氣だろうか」と何気なく担任の様子を伺ってきた。当日、S Cの仕事終了後、テニス部の生徒から、Aが明日、放課後のクラブ活動に参加するためにやって来そうだとというニュースを得て、担任がS Cに相談に訪れた。担任も了解し、翌日、クラブ活動にやって来るAに、担任がS C考案の下記の文面を自筆書きの文書で手渡し、登校に関する自分の行動について、印を付する回答を求めることになった。

ア朝、学校に来て担任に挨拶をして帰る
イ 登校して、1時限目の授業を受けて帰る
ウ 保健室にだけ行って、読書その他、適当に過ごして帰る

エ 午前中だけ授業を受けて帰る

オ 放課後の課外活動だけ参加して帰る
カ 毎日、授業を全部受けてから帰る

翌日、Aはテニス部の練習に参加。練習終了を見計らってやって来た担任から文書を手渡され、見終えて即座に、「毎日、授業を全部受けてから帰る」に、印をつけて返した。但し、その項目は、S Cには無断で、担任によって一番最初の項目に置き換えられていた。恐らくAは、すでに構築されていた担任との心理的な関係性を基に、その項目を冒頭に置いた担任の思いと熱意を瞬時に読み取り、それに感応したに違いない。

上例と全く同じ、Aは翌日から登校を復活、その後は、病休以外の欠席はなく、担任に暖かく見守られる中で、無事に高校進学を果たした。

本例は、担任の教師権威がもたらした生徒との関係性と日頃の情報収集力が生かされ、それによって危うく対象者が大きな不良集団に巻き込まれつつあった危機場面から救い出し、深刻な不適応への道を未然に防止した好例である。

事例3

この事例は、私の遠くなつかしい思い出（佐賀県・小城高校）の中から引き出された、きわめて臨界的なケースである。教師権威の中で、ある意味大変危険な統制的権

威をタイミングよく臨牀的に用いた成功例である。(『教師の権威と指導力』から引用)

「華美ですなあ」

というのが、親子ほど年の違う荒谷康久先生の口癖でした。当時ではまだ珍しい派手な原色の服装をしてくる女生徒を見つけると、生徒と一緒にの昼食時と言わず、芝生の上での語らいのときと言わず、必ずと言えるほど、そう言うのでした。ときには授業中ですら、窓越しにそんな生徒を見やりながら言うこともありました。「華美」という言葉で何を言おうとしているのかよく分からないところもあつたのですが、その感じ入つたような言い方に、みな妙に感動させられました。

そして

「よし、おれたちはいま、大学目指してがんばるときなのだ」

と、気を引き締めたものでした。

荒谷先生は数学の先生でした。授業は実にていねいで明快そのもの、授業が分からなくて騒いだり、落ちこぼれたりする者が出る余地もありませんでした。ですから、先生の方も注意や小言を言う必要もなかったわけですが、いつも微笑をたたえ、やさしく語りかける温厚そのものの姿に、生徒たちは、

「この先生は叱らない、いや、叱れないのかも……」

とさえ思っていました。

秋の運動会が目前に迫ってほとんど準備も終わりがけていた頃でした。朝礼時に突然、運動会ファイナールのファイアーストームの中止が言い渡されました。しかも、理由がいまひとつはつきりしません。ファイアーストームは生徒たちがいちばん楽しみにしていたものですから、みな口々に、「理由をはつきり言ってください」「中止は反対です」

と抗議しましたが、入れられませんが、理由も示されないうままです。校庭は不満の声で騒然となりました。

「やかましい、教室に入れ！」

と係の教師が一喝したのがきっかけて、生徒たちの怒りが爆発しました。

「運動会をボイコットしよう」

「学校の言うことなどきくな」

「運動会は生徒だけで自主的にやるぞ」

「ファイアーストームをやろぞ」

といった声が、学校側を糾弾する怒声の中で飛び交い、日ごろの不満分子が中心になって何百人もの生徒たちが教師集団に詰め寄り、大騒ぎになりました。

教師たちが入れ替わり壇上が上がって制止しようとしたが、火に油をそそぐようなもので、やればやるほど、騒ぎは大きくなります。ついには、昨今いうところの“体罰教師”を名指しで呼んで暴力に及ぼ

うとする者さえ出てきました。

教師たちの狼狽ぶりも見事でした。大半の先生は右往左往して

「やめろ、やめろ」

と叫ぶばかり、気の弱い先生は青ざめてただ呆然と立ちつくすだけです。日ごろ威勢のよい先生ほどオロオロしています。もはや收拾は不可能、まさに“校内暴力”の勃発寸前でした。

このとき、やあら、壇上上がった先生がいました。荒谷先生でした。見ると、いつもの柔和な顔からは信じられない、怒りに燃えたすさまじい形相です。そして、両のこぶしを握りしめ、怒鳴りました。

「やるならやってみろ、お前たち。それでほんとうによいと思ってるのか。やるならやってみろ、お前たち！」

荒谷先生が壇上上がったというだけで何か不意を打たれたように一瞬騒ぎが小さくなったのですが、

「やるならやってみろ、お前たち。よいと思つたらやってみろ。おれは絶対に許さないぞ。やるならやってみろ！」

と、再び先生が怒鳴ると、次の瞬間、校庭内が嘘のように静まり返りました。たったこれだけのことで、誰にも抑えられなかった大騒ぎが一瞬のうちに収まったのです。そして、

「入れ、入れ、教室に入れ！」

と、先生が大声を上げると、生徒たちはわれに返って、先を急ぐように足早に教室目指して去っていきました。みな頭を下げ、多少の屈辱感はあるものの、まるで生死の境を抜け出たような安堵感に包まれていました。

繰り返したい。「教師はすべからず、権威」を持つべし。

生徒に対する指導は、その内容が何であれ（学業であれ、生活指導であれ、スポーツなど課外活動であれ）、およそ教師が、生徒たちから指導を受けるに足る人物として認められることによって成り立つ。生徒と教師がこのような関係性によって結ばれるとき、教師は「権力」にあらざる真の「権威」を有し、掛け替えない誇り高き教育専門職なのである。

(15・3・16)

コピペ(剽窃)は止めよう、敢えてやるなら修司のレベル(新しい世界)で

「教師の権威」に因んで

今回も、ちよっぴり長い。「容赦あれ。

前回ブログでは、川崎市男子生徒殺害事件に因んで、「危機を救えるのは教師だけ 教師はすべからず、権威」を持つ」と題して、あらゆる教育・指導の根源たる「教師の権威」について力説した。

実はこのテーマ、「カラー・ピラミッド・テスト」と並んで、いわば、私のライフワークである。この理論と実践の書をたくさんの教育関係者に読んでもらいたく、『指導力の豊かな先生』(一九八八)に始まり、『先生、出番です』(二〇〇七)、『教師の権威と指導力』(二〇一三)と、版を重ねてきた。ありがたいことに、初版の『指導力の豊かな先生』は7刷までゆき、2版もそこそこ、3版の『教師の権威と指導力』もまた、わずか限定100部刊行の自费出版ではあるが、このほど第2刷に入っている。そして、心ある読者からのコメントもいろいろ聞こえて、私を痛く喜ばせている。

しかし、世はまさにインターネット時代、反響の多くは私のあずかり知らぬネ

ット上で流れ、時には今はやりのコピペで堂々と剽窃され、かつ誤用されて、その悪しき影響などありはしないかと、痛く懸念もさせてくれる。では、事ほど左様に取り上げられる私の原著はいかなるものか。主題に関して、故なしとはしない一節を、少し長いですが、まずはここで挙げてみよう。

「子どもの逸脱した行動に対して教師がどのように対処するか(教師の統制力)、子どもたちは大きな関心を持って見えています。そして、教師の能力を厳しく評価します。騒ぐ子や逆らう子にお手上げの先生を見ると、まじめな子もまじめな子も、当事者の子も非当事者の子も、

“あんなもんか、この先生”

“こりやあ、教えることもたいしたことはないな”

“こんな先生の言うことなんか、聞くのは嫌だ”

と、すっかり評価を下げ、これが原因となって指導力を低下させることにもなっています。

逆に、問題の子どもや行動をきちっと抑

「やるうー。先生はこうでなくっちゃ
「甘かぁないぞ、しつかりやらなくっちゃ
と、評価を上げ、指導力を向上させます。」

統制的な力を発揮するには、あとで述べるように、教師という地位と役割をたくみに利用して、自らの持つている他の教師権威に橋渡しをしてやる必要があります。地位と役割を利用することは、立派に権力的な行為ですが、これなくして、教師の指導力は完全なものにはなりません。権力的側面を含む統制力は、教師権威の重要な柱なのです。

実際に、権威についての実証的研究でも、先駆的研究から現在の研究にいたるまで、権威の一つの柱に権力的側面を含めていきます。権威の研究のはしりになりますが、フレンチ（一九五〇）という人は報償力、準抛力、専門力とともに正当力と強制力を権威の柱にしています。日本での研究でも、佐賀大学の田崎敏昭先生（一九五五）が親近・受容、外見性、明朗性、熟練性、同一化のほかに正当性と罰をあげ、兵庫教育大学の浜名外喜男先生たち（一九六三）も人間的配慮、外面性のほかに、まったく同じように罰と正当性をあげています。

私も田崎先生にならい、たくさん的小・中・高の児童生徒を対象に
「先生の言うことに従うのはなぜですか」と問う形式の教師の権威に関する質問紙

調査を何回も行ってみました。やはり、どの場合でも必ず、権威の一つの因子に罰や正当性などの権力的側面が出てきました。ここで、つけ加えておくと、正当性の権威とは、教師という役割がいるいるる権力的行為をなし得る正当性や必然性を持つているといふ（児童生徒の）認識から生まれる権威です。

このような研究の成果に教育臨床的な観察を加えて、私は教師の権威を次の四本柱にまとめました。

教師の学識・技能に基づく、「専門性権威」
教師の人格と人間性に基づく、「人格的権威」

教師と生徒の人間関係から生じる、「関係性権威」

教師の統制力から生じる、「統制的権威」
なお、初めの二つの権威（専門性・人格性）は、教師が生徒との指導関係を離れても基本的に持つていなければならない一次の権威、あとの二つ（関係性・統制的）は、教師と児童生徒が具体的な関係を持つ中で派生してくる二次的権威と見ることができ「（『教師の権威と指導力』39-41頁）

「教師の権威」についての私の著作に関する記事の多くは、要点抜粋の短いコメントである。例えば「フトシさん」の

「権力ではなく権威が教師に欠けていて、かつ必要とされる資質だといった内容です。権威と権力については、これをテーマとする良書が他にもたくさんあります。本書では指導力を発揮するためにという視点で、豊富な事例とともに語られています。」とか「よしドンブログ」氏の「読んでいると、なるほど」と感じられることばかりでした。タイトルの「教師の権威と指導力」というと固く感じられてしまいがちですが、まさに今抱えている問題の根底はここにあると思います。子どもとの関係性を結ぶことの大切さを改めて教えてもらいました。」
しかし、時には次の如き長文のものもある。

「今日はノートです。明星大学教授の宗内敦さんの『指導力の豊かな先生』（図書文化出版）から自分だけ分かりやいやくらいにまとめたものです。教師の権威にスポットを当てています。」

教師の権威とは何か。よく「権威」というものを「権力」と誤解して遠ざけたがる先生がいる。しかしそれは間違い。どちら

も「他者を従わせる力」だが、権威：内的・精神的な力に基づいて自発的に従わせる力、権力：外的・物理的な力に頼って強制的に従わせる力。

教師の指導力に關わる4つの権威

・専門性権威：教師の学識・技能に基づく
・人格的権威：教師の人格と人間性に基
づく

・関係性権威：教師と生徒の人間関係から生じる

・統制的権威：教師の統制力から生じる

*若くてやさしい美人の先生。初めのうちは生徒から慕われて「私のような教師を生徒は望んでいるんだわ」と誇らし気だったが、だんだんと嫌われはじめ最終的にノイローゼに。どうしてこうなったか、それは教師と生徒の關係が「専門的な關係」であると理解していなかったから。

では、専門的關係(カウンセリング用語)とは？

・親子關係や友人關係などの通常の間人間關係とは異なり、特別の目的と独自の關係構造をもってそこから独自の關係性を發展させる關係(ちょっと難しい)。

・教師と生徒の關係は友達關係ではない。そこには特別な目的と独自の關係構造がある。カウンセリングでは「援助―被援助」という關係構造の中でしか展開されないが、

教育の場合はどうだろうか。おそらく「指導―被指導」という關係になるだろう。先の女性教師はこれがかかっていなかったのだ。

【結論と感想】

…個人的には「権威」と「権力」ってのが自分の今持つてる問題意識とヒタツと当てはまったこと、最近聞くようになった「生徒との關係は友達關係のような方がいい」というのに同意できなかったこと、それが「専門的關係」という言葉で説明できるようになったこと。

この3点において、この本は自分の問題を解決してくれたので有難い出会いだった。「指導者炎上」氏の「教師の権威」より)

私の書物をここまで読みこなしてネットの上で語ってくれる。いかにも嬉しく感激である。さらに加えて、滋賀県教育委員会主催の『滋賀の教師塾』なる教員研修会で、滋賀県立大学人間文化学部の那須光章教授が私の書を参考・参照しながら行った講演の要旨がネット上に見られる。まことに光栄の至りである。委員

会の職員が要約した記事の一部をそのままここに載せてみる。

「……こうした資質態度があつて、なお教師はあくまでも指導者であるべきとされ、その指導者として立つ位置は「権力」ではなくて「権威」にあると指摘されました。そして「権力」と「権威」は違うこと、情緒的な人間關係を超えて、子供が心から教師を尊敬し信頼することから生じる關係性豊かな指導關係が「教師の権威」であり、教科において、運動において、あるいは雑学と言われることであっても、あの先生すごいな”、あの先生出来るな”と思われるようになり、子どもと豊かな關係を持つことが大事で、そうしたことの積み重ねが「教師の権威」となり指導力の源泉になる、と指摘されました。ついで都留文科大名誉教授の宗内敦氏の理論も引用されながら、その確立の方法へと講演は進んでいきました。

教師の権威は次の4つでもって構成されるということです。

- 1 専門性の権威：学識や技能に基づく権威
- 2 人格性の権威：人格や人間性に基づく権威
- 3 關係性の権威：生徒からの敬愛と信頼に満ちた關係により生み出される権威(基

本的な教師権威を身につけた教師が受容的共感的な態度で児童生徒に接することによって生み出される)

4 統制性の権威：上記の権威が十分に形成された上で児童生徒の、逸脱行動を規制する。働きかけ、注意・叱責、懲戒などの管理・統制（ほつたらかしにしておく）、注意してほしいと思っやっている子やあの子だけ何で見逃すのと思う子を裏切ることになり、徐々に権威が失われていくことになる)

この4つの権威を獲得していく手立てとして、まず、「教科の力をつける」こと、「発達のメカニズムを知る」こと、そして、「教師としての人格を形成していく」こと、これらが大事であり順次形成されていくと権威が高まると指摘されました。とりわけ「統制性の権威」だけで対応しようとすることとまずくとの指摘もありました。〔平成23年度 第五期「滋賀の教師塾」入塾式（第一回必修講座）の様子より抜粋〕

こうしたコメントや記事がネット上で公開されることは、私が言う「教師の権威」が教育の世界で正しく理解され、教師の指導力を高めていくことに大きく貢献するとも思われ、著者冥利に尽きると

いうものである。しかし、安易に喜んでばかりはいられない。世はまさにまさしくコピペ（剽窃・盗作）時代、悪しき利用目的のコピペも生まれ、著作権の侵害はまだよいとして、時には誤用されて、著者の意図したものと全く異なる方向に向けられているものもある。以下は、然る教師志望者向けの塾で語られたとされ、「**統制力も大きな教師権威の一つ**」というテーマでネット上にアップされているものである。

「子どもの逸脱した行動に対して教師がどのように対処するかを、子どもたちは大きな関心をもって見ています。騒ぐ子や逆らう子にお手上げの先生を見ると、当事者は勿論、傍観している子どもも、「こんなもんか、この先生」とすっかり見くびられ、これが原因となって一層指導力を低下させることにもなります。逆に、問題の子どもや行動をきちっと抑えると、「やるうー。甘かあないぞ、しつかりやらなくっちゃ」と評価を上げて、指導力がさらに向上します。

統制的な力を効果的に発揮するには、教

師という地位と役割を巧みに利用して、自らのもっている他の教師権威に橋渡しをしてやることです。地位と役割を利用すること自体は権力的な行為だが、これなくして教師の指導力は完全なものにはなりません。権力の側面を含む統制力は、教師権威の重要な柱です。

権威の研究のはしりになるフレンチ(空)は、報償力、準抛力、専門力とともに正当力と強制力を権威の柱にしています。日本での研究でも、佐賀大学の田崎敏昭教授(一)空(空)が親近・受容、外見性、明朗性、熟練性、同一化のほかには正当性と罰をあげ、兵庫教育大学の浜名外喜男先生たち(一九八)も人間的配慮、外面性のほかに、全く同じように罰と正当性をあげています。

小・中・高の児童・生徒を対象に「先生の言うことに従うのはなぜですか」と問う形式の教師の権威に関する質問調査によると、権威の一つの因子に罰や正当性などの権力の側面が出てきます。ここで、つけ加えておくと、正当性の権威とは、「教師という役割が、いろいろの権力的行為をなし得る正当性や必然性をもっているという(生徒の)認識から生まれる権威」です。

- 1 教師の学識・技能に基づく、「専門性権威」
- 2 教師の人格と人間性に基づく、「人格的権威」
- 3 教師と生徒の人間関係から生じる、「関係

性權威

4 教師の統制力から生じる、「統制的權威」
 初めの二つの權威(専門性・人格性)は、
 教師が生徒との指導関係を離れても基本的
 にもつていなければならぬ一次の權威で
 す。後の二つ(関係性・統制性)は、教師
 と生徒が具体的な関係をもつ中で派生して
 くる二次的權威と見ることが出来ます。統
 制的權威は、権力に近いものと言えます。
 これらの權威をバランスよく働かせること
 で、生徒を導いていくことが大切と言えま
 す。「言葉で人を導く人尊し。黙したまま
 でも後ろ姿で人を導ける人さらに尊し」で
 す。」

嘩然とするコピペ。前掲の原著と見比
 べればたちまち分かる。最後の数行を除
 いて、初めから終わりまで、すべて私の
 著書を丸々写し取ったものであるが、全
 く己のオリジナル文であるかのごとく振
 る舞っている。もちろん、渾身の力を絞っ
 て研究し、その結果に抛りつつ推敲に推
 敲を重ねて書き上げた苦勞の果ての作品
 をいとも簡単に剽窃することはけっして
 許容されることではない。しかし、それ

以上に罪深きは、不用意な文言、即ち「統
 制的權威は、権力に近いものと言えます。
 これらの權威をバランスよく働かせるこ
 とで、生徒を導いていくことが大切と言
 えます。」が付加された剽窃後の「似て
 非なる文章」が、主題たる「教師の權威」
 の意味を原典の意図するものと全く相反
 する方向へ導く虞があることである。

もともと、「教師の權威」なるものは、
 「教師の権力」とはまったく相容れない
 ものである。それ故、働かせるなどといっ
 た傲慢かつ権力的な表現をもって扱われ
 るものではけっしてない。まして「統制
 的權威」というものは、教師の地位と役
 割に基づくやむなき統制行動が、培われ
 た関係性權威に支えられ、また生徒に受
 容されながら、教師 生徒関係における
 ぎりぎりの緊張状態を通過する中で生ま
 れるものである。いわば受動的、かつ止
 揚的なものであり、「権力」などは基
 本的に異質・無縁なものである。

ここは、「教師權威」について云々す
 るところではない。ただ、上掲の「似て
 非なる文章」がそのまま正論として受け
 容れられれば、それこそ、安易に体罰に
 走る教師が容認され、また作り出される
 基盤となる虞があり、真に危険である。
 それだけ述べて、では、次に移ろう。

話変わって、天逝の文芸家、寺山修司
 について。以下は、『二言、三言、世迷
 い言』より抜いた私の文章(「盗作問題
 寸感」初出:『琅・18』)である。

「……盗作といえば、ついと思いつくのが、
 同一年の、かの、故寺山修司である。彼は、
 昭和二十九年の大学一年時に、『短歌研究』の
 新人賞を新しい感性と叙情性豊かな『チエ
 ホフ祭』をもって獲得、衝撃的な文壇デビ
 ユーを飾ったが、その直後に発覚した、著
 名俳人らの俳句作品からの剽窃もまた、世
 間を驚かせた。

取り込まれた俳句と、修司の歌のいくつ
 かを示すと、

・人を訪はずば自己なき男月見草 草田男
 向日葵の下に饒舌高きかな

人を訪わずば自己なき男 修司

・わが天使なるやも知れぬ小雀 三鬼
わが天使なるやも知れぬ小雀を

撃ちて硝煙鳴きつつ帰る 修司

・燭の灯を真火としつち工ホフ祭 草田男
真火を床に踏み消して立ち上がる

チ工ホフ祭の若き俳優 修司

・甍声をあげて暁夏の森に入る 数雄
甍声をあげて九月の森に入れり

ハイネのために学をあざむき 修司

最後の「甍声を・・・」は、「光栄」にも、「寺山より三歳年長の当時まだ大学生だった私の兄の作品である。ということも手伝って、私は当時、寺山と、結局はその「盗作」を受容したマスコミ・文芸界を激しく嫌悪したが、今になって思えば、いつかそれを許容するところとなっている。理由は、簡単である。元歌となつた俳句と剽窃した寺山の短歌は、全く異質の別作品であるからである。同じ言葉を用いてはいても、俳句各作品が、俳句作法や詩歌に心得のない常人にとつては容易には感知し得ない抽象世界を描いているのに対し、寺山短歌は実に平明直截、たやすく感情移入し得る叙述具象の世界を写している。それは俳句と短歌のもともとの違いでもあるが、このように両者は対象に迫る方法論を異にし、全く異質の精神世界に開わっている。

また、見方を変えれば、寺山作品は元歌俳句の宏遠な抽象世界の一つの具象的解釈

を短歌形式で示したものに過ぎない、とも言える。例えば、例示した中村草田男の「人を訪はずば自己なき男月見草」、一体何を徴しているのか、全く理解に苦しむ。しながら、これを下敷きにした寺山の作品は至って明快、「自己なき男」が直截に分かる。そして、ここが重要だが、この寺山短歌を読み、後に草田男俳句を見せれば、驚くまいことが、「草田男俳句が何を言おうとしていたのか、しわりとはてはその高遠な思想や背景までが伝わってくる。即ち、われわれ凡人にとつて難解な草田男俳句が、寺山短歌を踏み台にして初めて、その抽象された世界を展く。これは、他の元歌俳句と寺山短歌の関係においても全く同じである。かくして、寺山の行為と作品を剽窃といひ、盗作と言つて非難し、あるいは本歌取りと言つて擁護するなど、どちらも当たらない、と思つのである。」

この文章、「週刊読書人」の「文芸同人誌評」で、文芸評論家・白川正芳氏から、「考えさせられるエッセイ」と望外の評を頂戴した。そこでは、下線を付した部分が要点として取り上げられていて、それを讀んだ読者たちであろう、寺

山修司に対する新しい論考と受け止めたのか、その後、掲載誌の送付依頼が各地から相次ぎ、大変好評だった。この寺山修司に関する拙文、ここに敢えて引いたのは、もちろん、故あつてのこと。たとえ著作権侵害に当たる虞があるとしても、剽窃後の作品が、万一、原典作品とは異なる新しい世界を描き得ているなら、許容されることもあり得る、ということである。しかし、もし、そうでないとするなら、まして原典の意味を取り違えたり、価値を貶めたりすることになるなら、安易なコピペは厳に戒めるべき犯罪行為だと知るべきである。

それにしても、誰も論じることがなかったはずの寺山修司に対する私の見解。ネット上で見るに、これもまた、断ることなく、まるで己のオリジナナル考え・視点のようにして述べる向きがいくつも見られた。嗚呼！